

期日までの定期報告をお願いします

定期報告は期日までに

住宅宿泊事業者のみなさまは、届出住宅ごとに以下の期日までに、定期報告を行うことが義務付けられています。
(住宅宿泊事業法第14条)

宿泊月	4・5月	6・7月	8・9月	10・11月	12・1月	2・3月
報告期日	6/15	8/15	10/15	12/15	2/15	4/15

報告項目

報告が必要な項目は次のとおりです。
なお、宿泊実績がない場合も報告が必要です。

1 届出住宅に人を宿泊させた日数

2 宿泊者数

3 延べ宿泊者数

4 国籍別の宿泊者数の内訳

定期報告はシステムで

定期報告は、民泊制度運営システムでの報告が原則です。
システム利用登録をされていない方は、一度下記の民泊相談窓口までご相談ください。

期日までに報告がない事業者さまには、報告の催促をしています。
度々期日を超えて報告する又は報告がない事業者さまには、住宅宿泊事業法に基づき指導します。

期日までの確実な報告をお願いいたします。

神戸市民泊相談窓口
(078-322-6576)

